

令和7年第5回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和7年12月5日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 三瓶賢一	2番 館下憲一	3番 渡邊初治
4番 菅原貴子	5番 渡邊啓子	6番 斎藤信一
7番 松本昇	8番 本多保夫	9番 佐原佐百合
10番 須藤軍蔵	11番 武田悦子	12番 押山義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山利一	副村長	武田正男
教育長	渡辺敏弘	総務部長	橋本哲夫
住民福祉部長兼 福祉課長	安田春好	産業建設部長	渡辺雅彦
教育部長	後藤隆	総務課長	鈴木真一
企画財政課長	渡辺一樹	税務課長	三瓶隆弘
住民生活課長	安田敏	保健課長	町田弘江
産業課長	藤田良男	建設課長	遠藤義紀
参事兼 都市計画課長	杉原仁	参事兼 上下水道課長	伊藤寿夫
会計管理者 兼出納室長	菊地美和	教育総務課長	鈴木裕也
生涯学習課長	田辺将裕	農業委員会 事務局長	佐藤雅俊

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第88号から議案第104号）

議案第 88号 大玉村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 89号 大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 9 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 2 号 大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 3 号 大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 4 号 大玉村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 5 号 大玉村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 6 号 大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 7 号 大玉村名誉村民の推戴について
- 議案第 9 8 号 令和 7 年度大玉村一般会計補正予算について
- 議案第 9 9 号 令和 7 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 1 0 0 号 令和 7 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 1 0 1 号 令和 7 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 1 0 2 号 令和 7 年度大玉村水道事業会計補正予算について
- 議案第 1 0 3 号 令和 7 年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について
- 議案第 1 0 4 号 大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について

提案理由の説明

常任委員会所管事務調査・研修報告

- (1) 総務文教常任委員会委員長報告
- (2) 産業厚生常任委員会委員長報告

議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会研修報告

- (1) 議会運営委員会委員長報告
- (2) 議会広報編集特別委員会委員長報告

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、佐藤光一郎、牧野敏雄

## 会 議 の 経 過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。12月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和7年第5回大玉村議会定例会を開会いたします。

なお、企画財政課長、渡辺一樹君、生涯学習課長、田辺将裕君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） これより本日の会議を開きます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番館下憲一君、3番渡邊初治君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員会委員長（須藤軍蔵） おはようございます。

令和7年第5回12月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査といたしておりました今期定例会の会期日程等について、去る12月2日午前9時より第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下、ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長、総務課長、企画財政課長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定をいたしました。

今期定例会に提出されます事件は、村長提出の議案17件で、その内容は、条例制定案件1件、条例改正案件8件、補正予算案件6件、人事案件1件、その他1件の、合わせて17件であります。

また、今期定例会の一般質問者は8名であります。

したがって、会期につきましては、本日12月5日から10日までの6日間と決定をいたしました。

なお、会議日程につきましては、

本日 5日 本会議 村長の行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、常任委員会所管事務調査・研修報告、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会研修報告、請願・陳情の委員会付託、委員会

- 12月 6日 休会  
 12月 7日 休会  
 12月 8日 議案調査のため休会  
 12月 9日 本会議 一般質問 7名  
 12月10日 本会議 一般質問 1名、議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長（押山義則） お諮りいたします。

会期日程等については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、会期については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査の結果報告、説明員の報告、今期定例会までに受理した請願・陳情について、議員派遣の件について及び議員派遣結果報告についてであり、内容については配付いたしました報告書のとおりでありますので、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第5回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（押山義則） 行政報告が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第88号から議案第104号までを一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（牧野敏雄） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第6、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、条例制定案1件、条例改正案8件、補正予算案6件、人事案件1件、その他1件、合わせて17件であります。

それでは、議案第88号、大玉村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

議案書をお開きください。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等を講じるため、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを対象としたものとして創設されたものであり、令和8年度から新たな給付制度として全国の自治体で実施する予定となっております。

大玉村においても、令和8年度からの本格実施に向けて、当該事業の設備及び運営についての基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

第1条から第19条までは、本条例の趣旨、定義、一般原則、安全計画の策定、虐待の禁止、衛生管理、秘密保持、苦情対応等を定めるものであります。

第20条では乳児等通園支援事業の区分を定め、第21条から第25条までは一般型乳児等通園支援事業の基準を、第26条及び第27条では余裕活用型乳児等通園支援事業の基準を、第28条は雑則として電磁的記録について定めるものであります。

次に、議案第89号、大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職員の期末手当の引上げ勧告がなされ、国において特別職の期末手当の引上げ改正が行われることから、これに準じ改正を行うものであります。

それでは、各条文ごとにご説明を申し上げます。

第5条第2項において、期末手当の支給率を「100分の172.5」から「100分の175」に改めるもので、令和7年12月1日から適用とするものとし、附則第2項では、令和7年12月の支給分について、「100分の175」を「100分の177.5」とする特例措置を規定するものであります。

次に、議案第90号、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、議案第89号と同様に村長等の期末手当について支給率の引上げを行うもので、内容につきましても同様であります。

次に、議案第91号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職の給与等の引上げ勧告がなされ、国及び県において引上げ改正が行われることから、これに準じ改正を行うものであります。

第12条では、自動車等を使用する職員の通勤手当について、近年の燃料費の変動を鑑み、県の改正に準拠して、上限額を「7万600円」から「7万7,000円」に引上げを行い、令和8年4月1日から施行するものであります。

第21条につきましては、一般職員の期末手当を「100分の125」から「100分の126.25」に、再任用職員の期末手当を「100分の70」から「100分の71.25」に引き上げるもので、第22条では、一般職員の勤勉手当を「100分の105」から「100分の106.25」に、再任用職員の勤勉手当を「100分の50」から「100分の51.25」に引き上げるものであります。

また、別表第1の行政職給料表につきましては、県人事委員会勧告に基づき、平均3.3%の引上げを行い、令和7年4月1日から適用するものであります。

なお、附則第3項では、令和7年12月に支給する一般職の期末手当について、「100分の126.25」を「100分の127.5」と、再任用職員の期末手当について、「100分の71.25」を「100分の72.5」とする特例措置を定めるものであります。

附則第4項では、令和7年12月に支給する一般職の勤勉手当について、「100分の106.25」を「100分の107.5」と、再任用職員の勤勉手当について、「100分の51.25」を「100分の52.5」とする特例措置を定めるものであります。

次に、議案第92号、大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、任期付職員の給与等について改正を行うものであります。

第8条につきましては、特定任期付職員の給料表を改正するものであります。

第9条第2項では、特定任期付職員の期末手当を「100分の172.5」から「100分の175」に改めるもので、令和7年12月1日から適用するものとし、附則第3項では、令和7年12月の支給分について、「100分の175」を「100分の177.5」とする特例措置を規定するものであります。

次に、議案第93号、大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職の給与改定に準じた所要の改正を行うものであります。

別表第1の給料表では、一般職と同様に福島県の改定に準拠し、給与の引上げ改定を行い、附則では、施行を公布の日からとし、令和7年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第94号、大玉村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基

準等の一部を改正する内閣府令に伴い、児童福祉法第33条の10の引用改正、乳幼児健診による健康診断の代替を可とする改正をするものであります。

第12条の改正につきましては、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されたため、児童福祉法第33条の10の引用を「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改正するものであります。

第17条につきましては、保育所等を利用する乳幼児に対して実施が義務づけられている健康診断の全部または一部が母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことを可能とするための改正をするものであります。

次に、議案第95号、大玉村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令に伴い、児童福祉法第33条の10の引用改正をするものであります。

第12条につきましては、議案第94号の第12条と同様に、児童福祉法第33条の10の引用を「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改正するものであります。

次に、議案第96号、大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令において、児童福祉法第33条の10の引用改正が行われたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

第15条につきましては、虐待対応の強化に係る児童福祉法等の改正に対応するため、認定こども園法の略称を引用する範囲を限定しない形とするための改正を行うものであります。

第25条においては、議案第94号の第12条と同様に、児童福祉法第33条の10の引用を「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改正するものであります。

また、幼保連携型認定こども園や幼稚園は、認定こども園法（学校教育法第28条第2項において準用する場合を含む。）において入園児虐待の防止に係る規定が創設され、児童福祉法における被措置児童等虐待と同様の虐待防止措置が講じられ、児童福祉法に定める入園児虐待に当たるものと別に、認定こども園法第27条の2第1項（学校教育法第28条第2項において準用する場合を含む。）で定めるため、幼保連携型認定こども園や幼稚園については、それぞれ認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号を引用する形に改めるものであります。

次に、議案第97号、大玉村名誉村民の推戴について。

このたび、大玉村名誉村民推戴者として提案させていただく野内与吉氏は、本村出身で、ペルー共和国マチュピチュ村の初代村長を務められた方です。移民としてペルーに移住後、長きにわたりマチュピチュ集落の開発に尽力し、観光地として世界的に有名なマチュピチュの発展に大きく貢献したことで、「マチュピチュを創った日本人」として多くの人に敬愛されています。

また、野内与吉氏の功績がきっかけで、平成27年10月に大玉村とマチュピチュ村が世界で初めて友好都市協定を締結するに至り、このことは村民の大きな誇りとなっております。

さらに、友好都市協定を締結してから現在まで10年間にわたり、両村の相互訪問や文化交流など様々な形で人、もの、情報の交流が続けられており、本村のみならず、日本、ペルー両国間における国際交流の進展に大きく寄与しております。

これら公共福祉の増進に寄与した多大なる功績をたたえ、名誉村民として推戴させていただきたく、大玉村名誉村民条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、議案第98号から議案第103号、令和7年度各会計補正予算につきましては、概要のみご説明申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第98号、令和7年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

補正予算書をお開きください。

今回の補正は、事務事業の所要見込みによるものなど、今後見込まれる事務事業に対応する予算の編成を行ったところであります。

それでは、予算書によりご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

補正予算（第5号）は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,461万6,000円を追加し、予算の総額を58億7,322万1,000円とするものであります。

また、補正予算第2条は、4ページに掲載の第2表のとおり、地方債の補正であります。

65ページをお開きください。

議案第99号、令和7年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、事務事業の所要見込みによる編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ60万3,000円を追加し、予算の総額を8億5,840万8,000円とするものであります。

次に、議案第100号、83ページをお開きください。

令和7年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、所要見込みの調整のための編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,159万5,000円を追加し、予算の総額を9億

7, 011万円とするものであります。

次に、議案第101号、令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

109ページをお開きください。

今回の補正は、事務事業の所要見込みによる編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ264万円を追加し、予算の総額を1億177万9,000円とするものであります。

次に、議案第102号、117ページをお開きください。

令和7年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

補正予算第2条は、予算第3条で定めた収益的支出の水道事業費用に89万6,000円を補正計上するものであります。

補正予算第3条は、予算第4条で定めた資本的収入から2,200万円、資本的支出から2,065万円をそれぞれ減額計上し、不足する財源は内部留保資金等を充当し補填するものであります。

118ページをお開き願います。

補正予算第4条は、企業債の補正であります。

次に、議案第103号、127ページをお開きください。

令和7年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について申し上げます。

補正予算第2条は、予算第3条で定めた収益的支出の農業集落排水事業費用に72万3,000円を補正計上するものであります。

次に、議案第104号、これは議案書のほうをお開きください。

大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを申し上げます。

本案につきましては、現職であります鈴木亨氏より、任期満了となる令和7年12月23日をもって退任の申出がありましたことから、後任として鈴木保夫氏を、人格、識見ともに最適任者であると認め、大玉村固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、当該委員の任期は、令和7年12月24日から令和10年12月23日までの3年間であります。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 命により、議案第98号から議案第103号、令和7年度各会計補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書をお開きください。

14ページをお開き願います。

議案第98号、令和7年度大玉村一般会計補正予算について、歳出からご説明申し上げます。

款1 議会費は、2万3,000円の減額計上であります。

款2 総務費は、総額1,193万3,000円の補正計上であります。

16ページをお開き願います。

主な事業として、企画費の事項①企画事務に要する経費は、本定例会において、大玉村名誉村民推戴者として提案しております故野内与吉氏の名誉村民章などの作成に要する経費130万円を含め、合わせて152万2,000円の補正計上であります。

事項⑤定住促進対策に要する経費は、神原田地内に計画がある定住促進住宅団地造成事業交付金200万円を含め、合わせて160万円の補正計上であります。

20ページをお開き願います。

選挙費の大玉村長選挙の執行に要する経費及び大玉村議会議員補欠選挙の執行に要する経費は、それぞれ事業終了による執行残の減額計上であります。

22ページをお開き願います。

款3 民生費は、総額1,692万7,000円の補正計上であります。

24ページをお開き願います。

主な事業として、障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費は、給付費の不足見込額として、合わせて659万円の補正計上であります。

老人福祉費の事項①職員人件費等、老人福祉に係る共通経費は、負担ルールに基づき算出された介護保険特別会計繰出金332万円など、合わせて375万9,000円の補正計上であります。

下段から26ページ上段にかけての事項⑥後期高齢者医療制度に要する経費は、システム改修に係る繰出金264万円の補正計上であります。

中段の児童福祉総務費の事項③少子化対策に要する経費は、第3子以降の出産時に給付するすこやか祝金90万円の補正計上であります。

28ページをお開き願います。

款4 衛生費は、総額261万5,000円の補正計上であります。

主な事業として、中段の予防費の事項②妊産婦健康管理に要する経費は、産後の母親の授乳指導や育児相談等の産後ケア事業委託料31万円の補正計上であります。

30ページをお開き願います。

款6 農林水産業費は、総額2,219万9,000円の補正計上であります。

主な事業として、農業委員会費の事項①農業委員会の運営に要する経費は、農地利用最適化交付金の充当による農業委員、農地利用最適化推進委員報酬314万3,000円を含め、合わせて340万4,000円の補正計上であります。

中段の農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費は、農業機械等共同利用等整備事業補助金788万4,000円や、農業振興公社の小型色彩選別機購入に係るブランド米販売促進事業補助金199万7,000円を含め、合わせて1,267万9,000円の補正計上であります。

下段の事項⑧地域活性化起業人（農業分野）に要する経費は、企業から専門分野に精通している職員を村の課題解決のために地域活性化起業人として任命するための業

務委託料 36万3,000円の補正計上であります。

32ページをお開き願います。

中段の林業振興費の事項⑤有害鳥獣被害防止対策に要する経費は、頻繁に出没している熊の捕獲時に必要なヘルメットや防具類の備品購入費173万円を含め、合わせて221万円の補正計上であります。

下段からの款7商工費は、総額518万円の補正計上であります。

34ページをお開き願います。

主な事業として、観光費の事項②ふるさと納税に要する経費は、寄附額の増加に伴う返礼品代など、合わせて460万9,000円の補正計上であります。

中段からの款8土木費は、総額1,959万4,000円の補正計上であります。

主な事業として、下段の道路維持費の事項①道水路維持に要する経費は、道路等維持補修工事費1,500万円を含め、合わせて1,519万7,000円の補正計上であります。

36ページをお開き願います。

下段からの款9消防費は、移動系無線の再免許申請業務委託料28万5,000円を含め、合わせて42万2,000円の補正計上であります。

下段からの款10教育費は、総額4,817万5,000円の補正計上であります。

40ページをお開き願います。

主な事業として、学校管理費の事項②小学校の管理運営に要する経費の大山小学校分は、特別支援学級数の増に対応するための教室に間仕切りを設置する施設修繕料102万3,000円を含め、合わせて188万5,000円の補正計上であります。

なお、下段の中学校の管理運営に要する経費から46ページ下段の体育施設費にかけては、それぞれ所要見込みによる補正計上を行っているところであります。

46ページをお開き願います。

下段の給食センター費の給食センター共同事業に要する経費は、米の値上がりによる本宮方部学校給食センター協議会運営負担金155万9,000円の補正計上であります。

48ページをお開き願います。

款14予備費は、財源を調整し759万4,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

款15国庫支出金の民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金で障がい者自立支援給付費に充当となる障がい福祉サービス等給付事業費など297万7,000円、児童福祉費負担金で村外私立幼稚園に通園する園児の施設型給付費など25万1,000円の補正計上であります。

総務費国庫補助金の総務管理費補助金は、物価高騰に伴う低所得者支援給付金に係る事務費など726万1,000円の補正計上、民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金で訪問入浴サービス事業に充当となる市町村障がい者地域生活支援事業費など

294万円、児童福祉費補助金で産後ケア事業に充当となる子ども・子育て支援交付金など120万3,000円それぞれ補正計上、土木費国庫補助金は、道路橋梁費補助金で道路橋定期点検業務委託料に充当となる道路メンテナンス事業補助金52万3,000円の補正計上であります。

款16 県支出金の民生費県負担金は、社会福祉費負担金、児童福祉費負担金ともに国庫負担金と同様に、合わせて161万3,000円の補正計上であります。

10ページをお開き願います。

総務費県補助金の総務管理費補助金は、県外移住者見込み数の減による来てふくしま住宅取得支援事業費120万円の減額計上、民生費県補助金は、社会福祉費補助金で国庫補助金と同様に15万円の補正計上、老人福祉費補助金で老人クラブの加入者減による老人クラブ活動等社会活動促進事業費5,000円の減額計上、児童福祉費補助金で国庫補助金と同様に29万4,000円の補正計上であります。

農林水産業費県補助金は、農業費補助金で農業委員や農地利用最適化推進委員の報酬に充当となる農業委員会交付金など394万4,000円、林業費補助金で有害鳥獣捕獲実施隊員用の防具等の購入費に充当となる指定管理鳥獣対策事業費117万3,000円それぞれ補正計上であります。

教育費県補助金の学校教育費補助金は、小中学校ネットワーク改修事業に充当となる公立学校情報機器活用支援体制整備費45万6,000円の補正計上であります。

総務費委託金は、うつくしま権限移譲交付金で49万1,000円、民生費委託金は、第12回特別弔慰金支給事務費市町村交付金で9,000円それぞれ補正計上であります。

款17 財産収入は、不動産売払収入で6万9,000円、物品売払収入で148万8,000円それぞれ補正計上であります。

12ページをお開き願います。

款18 寄付金は、ふるさと納税寄付金で1,000万円、教育費寄付金は2団体からの寄附金14万5,000円の補正計上であります。

款19 繰入金は、財政調整基金繰入金で1億円の補正計上、ふるさと応援基金繰入金で2万1,000円の減額計上、農業振興基金繰入金は、農業振興公社の小型色彩選別機購入費の補助に充当する199万7,000円の補正計上であります。

款21 諸収入の受託事業収入は、農業者年金業務委託手数料で1万4,000円の減額計上、雑収入は、安達地方地域振興文化事業補助金など合わせて137万2,000円の補正計上であります。

款22 村債の土木債は、町尻・当地内線舗装繕工事の事業完了による地方道路等整備事業債250万円の減額計上であります。

50ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、大玉村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第99号、令和7年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について、歳出よりご説明申し上げます。

補正予算書 70 ページをお開き願います。

款 1 総務費の一般管理費、国保事務一般管理に要する経費は、職員人件費やシステム改修業務委託料など、合わせて 33 万 9,000 円の補正計上であります。

連合会負担金は、国保連合会システム改修負担金 6 万 4,000 円の補正計上であります。

款 2 保険給付費は、所要見込みの精査に基づき、葬祭費で 20 万円の補正計上であります。

款 8 諸支出金は、保険税還付金で 50 万円の補正計上であります。

款 9 予備費は、財源を調整し 50 万円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

68 ページをお開き願います。

款 2 国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金は、システム改修費に充当となる補助金 110 万円の補正計上であります。

款 3 県支出金の保険給付費等交付金は、給付費等に充当となる普通交付金 20 万円、連合会負担金に充当となる特別交付金 6 万 4,000 円それぞれ補正計上であります。

款 5 繰入金の一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金 7 万 6,000 円の減額計上であります。

72 ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

続きまして、議案第 100 号、令和 7 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

予算書 90 ページをお開き願います。

款 1 総務費の一般管理費、事項①一般管理に要する経費は、職員人件費等 24 万 9,000 円の補正計上、事項②資格・給付・システム運用に要する経費は、介護保険システム改修業務委託料 88 万円の補正計上であります。

認定調査等費の認定調査事務に要する経費は、会計年度任用職員報酬 35 万 1,000 円の補正計上であります。

款 2 保険給付費は、施設介護サービス給付費 2,000 万円の補正計上であります。

下段の款 4 地域支援事業費の包括的支援事業に要する経費は 6 万 6,000 円、92 ページの任意事業に要する経費は 3,000 円の補正計上であります。

款 7 諸支出金の償還金は、介護給付費の過年度に係る返還金 6 万 1,000 円の補正計上であります。

款 8 予備費は、財源を調整し 1 万 5,000 円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

86 ページをお開き願います。

款 1 介護保険料の特別徴収保険料は 430 万 4,000 円、普通徴収保険料は 29 万 6,000 円の補正計上であります。

款 3 国庫支出金の介護給付費負担金は 30 万 6,000 円、財政調整交付金は

100万円、地域支援事業交付金は2万7,000円、介護保険事業費補助金は65万9,000円の補正計上であります。

款4支払基金交付金の介護給付費交付金は540万円、款5県支出金の介護給付費負担金は350万円の補正計上、88ページの地域支援事業交付金は1万4,000円の補正計上であります。

款7繰入金は、介護給付費繰入金250万円など、事業の負担割合に応じた一般会計繰入金など合わせて333万4,000円の補正計上であります。

94ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、大玉村介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

続きまして、議案第101号、令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

114ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費、一般管理に要する経費は、システム改修業務委託料264万円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

112ページをお開き願います。

款4繰入金の一般会計繰入金は、システム改修費に充当となる事務費繰入金264万円の補正計上であります。

以上、大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第102号、令和7年度大玉村水道事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

まず、119ページは、予算実施計画であります。

120ページから123ページにかけては、給与費明細となっております。

124ページをお開き願います。

補正内容の明細書であります。

収益的支出の項1営業費用は、総係費で職員給与費等89万6,000円の補正計上であります。

資本的収入の項4企業債は、配水管布設替工事の事業延期に伴う水道事業債2,200万円の減額計上であります。

資本的支出の項1建設費は、第5水源3号井戸電気探査調査業務委託料で600万円の補正計上、配水管布設替工事の事業延期に伴う委託料と工事費合わせて2,665万円の減額計上であります。

以上、大玉村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第103号、令和7年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、128ページは、予算実施計画であります。

129ページから133ページにかけては、給与費明細であります。

134ページをお開き願います。

補正内容の明細書であります。

収益的支出の項 1 営業費用は、総係費で職員給与費等 7 2 万 3, 0 0 0 円の補正計上であります。

以上、大玉村農業集落排水事業会計補正予算についてご説明申し上げました。

以上のとおり、令和 7 年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（押山義則） 提案理由の説明が終わりました。



○議長（押山義則） 日程第 7、常任委員会所管事務調査・研修報告を行います。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。9 番。

○総務文教常任委員会委員長（佐原佐百合） 総務文教常任委員会報告。

令和 7 年 9 月定例会において、閉会中の継続調査の申出をいたしました調査項目について、10 月 9 日は全委員出席のもと岩手県大槌町で調査を行い、10 月 16 日は全委員出席のもと総務部長、総務課長、企画財政課長に説明を受け、11 月 13 日は全委員出席のもと西郷村で調査を行い、11 月 21 日は全委員出席のもと調査のまとめを行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

3 ページをお開きください。

初めに、(1) 協働の地域づくりについて、①大槌町では、東日本大震災後に地域コミュニティの再生が進む一方、人口減少や少子高齢化などにより地域の支え合いに関する課題が深刻化し、町民、団体、役場といった多様な主体が協働して課題解決に取り組むことが求められています。第 9 次大槌町総合計画の基本方針「将来を見据えた持続可能なまちづくり」を基に、協働による地域・まちづくりの推進に努めています。

大槌町の地域コミュニティに関する主な取組については、ア) 大槌町コミュニティ協議会は、自治会、町内会、支援団体等が参加し、協働による地域・まちづくりの目指す姿「おもっせえ大槌」の実現に向けた情報共有や意見交換、企画提案の場として年 2 回開催しています。令和 4 年度までは地域課題を協議する場でしたが、令和 5 年度からは、ワークショップ形式により地域で取り組んでみたい企画を出し合い、グループごとに発表する方式になっています。

続きまして、4 ページ、イ) 自治会、町内会等を対象とした補助や助成制度については、大槌町ふるさとづくり協働推進事業補助金は、町民と行政との協働によるふるさとづくり活動を推進するため、自治会が創意と工夫により実施する事業等に要する経費に対して交付する補助金で、補助率 10 分の 9、上限 10 万円です。コミュニティ助成事業（通称宝くじ助成金）は、自治会等のコミュニティ活動、防災活動に使用する備品等を購入する経費を助成する事業です。

ウ) 集落支援員配置事業については、地域の実情を把握し、集落の維持、活性化を図るため、令和 6 年度から地域住民と行政のつなぎ役となる集落支援員を町内 7 地域に配置しています。令和 7 年度は、専任の会計年度職員 9 名と自治会等の役員を兼任

する12名、計21名が配置されています。主な活動は、地域点検・調査や話合いの支援、地域活動支援であり、集落支援員による伴走型による地域支援を行い、地域と行政が協働で地域づくりを進めています。

②大槌町文化センターおしゃっちは、震災前の中心部の公共施設（図書館やふれあいセンターなど）を統合した町直営の施設で、名称は、地名、御社地に由来し、小学生が命名しました。夜10時まで利用でき、子どもから大人までが気軽に利用できるサードスペース（家でもない、職場でもない、自分の居場所）として、地域の大きな役割を担っています。

館内年中行事は、住民が中心となり運営を支え、交流の活性化につながっています。エントランスホールの特産品のコーナーは、地域の方の仕事づくりの場としても活用されています。

③大玉村、総務課、企画財政課からの聞き取りにおいて、第五次大玉村総合振興計画に、絆づくりの推進や住民参画・協働による行政運営の推進を掲げ、住民と行政が協働して魅力ある地域をつくることを目指し、様々な事業や支援に取り組んでいます。

しかし、行政区や組などの未加入者や脱退者の増加が以前から指摘されており、これらは地域内部の問題であるため、行政が直接介入することは難しい状況にあります。本村では、行政区長や行政支援員が地域との連携を担っており、集落支援員の配置も検討しましたが実現には至っていませんが、他の地域のよい事例の情報収集に努めているとのことでした。

次に、（2）奨学金制度について、①大槌町のア）大槌町奨学金返還補填助成金（給付型）は、進学先が町外に限られているため、若者がそのまま町外へ就職する事例が多く、若年層の町内移住を促し、雇用の確保及び人材育成を図るため、平成30年度から奨学金返還額の一部を助成する制度を実施しています。

6ページのイ）大槌町奨学金制度（貸与型）は、保護者が町内在住で、経済的な理由により修学が困難な方を対象に、育英のための貸付けを行い、町の発展に寄与する人材を育成する制度です。

令和6年度に貸付額の増額や返済期間の延長などの見直しを行い、令和7年度申請分から新たな制度で運用しています。財源となる基金は、当初5,000万円以上を計画していましたが、寄附により現在は2億4,000万円です。

②西郷村のア）西郷村人材育成基金奨学金（貸与型）は、家庭事情や経済的な理由で高等学校や大学等への進学が困難な学生に入学一時金を貸与することで、教育の機会均等を図り、社会に貢献できる豊かな人材を育成することを目的としています。平成23年度から調査や検討を進め、平成25年12月から奨学生の募集を開始しました。入学時にかかる費用の負担が大きい点、月額の手当は国や県の奨学金制度が年々充実している点を総合的に勘案し、入学一時金を貸与する制度としました。

令和6年度までに延べ95名が利用し、これまで申請者全員に貸与を決定しています。財源は基金で、基金残高は3億3,000万円であり、この基金は他の人材育成事業にも活用しています。

8 ページのイ) 西郷村奨学金返還支援事業補助金(給付型)は、将来を担う若者の定住を図るため、村内に定住し、村内の企業等に就業している方を対象として、平成30年度から奨学金の返還を支援しています。

制度開始当初は民間企業従事者の利用は少なかったが、近年は増加し、現在は利用者の半数以上を占めています。年間の利用者数は約50名で、交付額は約700万円で推移しています。財源は企業版ふるさと納税を活用し、不足する場合は一般財源を充当しているとのことでした。

次に、9 ページ、最後ですね。

最後に、当委員会の意見として、協働の地域づくりは、大槌町では、地域の課題を行政が直接解決するのではなく、集落支援員が住民の思いや意欲を引き出し、地域全体で課題に向き合う仕組みづくりを行っている点が印象的でした。本村の地域づくりにおいても、行政区長や行政支援員だけに頼らない新たな方法を検討することが必要ではないかと感じました。

文化交流センターおしゃっちは、住民が気軽に集える居場所となり、コミュニティをつくる上で大きな役割を果たしていました。本村でも、集いの場の在り方を考える上で参考になりました。

奨学金制度は、進学支援に加え、若者の定住や企業の人材確保を見据えた制度であり、事前調査や基金、企業版ふるさと納税による財源確保も行われていました。本村で制度を検討する際には、十分な調査により、大玉村の実情に合った制度にすることが必要だと感じました。

今回の視察は、本村の現状と照らし合わせる中で、多くの気づきが得られる貴重な機会となりました。今後は、本視察で得た知見を生かし、よりよい地域づくりと若者支援の方策について、委員会として理解を深め、当局と両輪となって認識を共有し、大玉村らしい施策の実現に取り組んでいきたいとの意見が出されました。

以上のとおり、当委員会において継続調査とした案件についての調査結果の報告といたします。

令和7年12月5日

大玉村議会議長 押山義則 殿

総務文教常任委員会委員長 佐原佐百合

○議長(押山義則) 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。6番。

○産業厚生常任委員会委員長(斎藤信一) 産業厚生常任委員会報告。

委員会の決定に基づき、農業振興施策に関する調査をテーマに、全委員出席のもと10月9日に大玉村産業課、大玉村農業振興公社において所管事務調査を実施、11月6日に栃木県芳賀町、11月7日に栃木県市貝町において視察研修を実施いたしました。また、11月21日、26日には調査のまとめのため、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、経過と結果について報告いたします。

(1) 調査内容は、①湛水直播及び乾田直播による稲作の現地調査を行い、産業建

設部産業課長、大玉村農業振興公社局長及び職員から説明を受けました。

3 ページをご覧ください。

大玉村では、振興公社の事業として令和6年度から乾田直播の試験栽培を始め、令和7年度からは湛水直播の試験栽培を始めています。本年度に乾田直播の試験栽培が行われた粘土質の圃場では、発芽とその後の生育が雑草に負けてしまったようで、通常の水稲栽培に切り替えました。湛水直播の圃場は、雑草などの影響はありましたが、生育はほぼ順調に進んだようであります。今後、湛水直播のみの試験栽培を検討しているそうです。

直播栽培は、種まきや育苗が不要で、労働時間の低減など作業の省力化を図ることができているのが大きなメリットである。ただし、風が強いと作業ができないこと、圃場が水平でないと除草剤の効果が低くなることがデメリットであるとのことでした。

②本村農業の現状と課題についての聞き取り調査では、担い手の高齢化が進み、農地の維持管理が困難となっている。また、農地集積は進んでおらず、分散、細分化した圃場が作業効率を下げている。さらに、スマート農業の導入は限定的で、労力不足の解消につながる取組の強化が必要である。

公社では、シルバー人材センター事務局業務や現場での草刈りなど多くの業務を抱えており、新規就農者支援に十分な時間が確保できないのが現状であり、本来の受委託や農地集積に人員を割くことが難しいとのことでした。

(2) 委員会の意見としては、①湛水直播については、村内の条件の異なる圃場でさらなる研究を行い、成果を積み上げるとともに、乾田直播についても村内の適した圃場での研究を続けてほしい。

②農地集積に向けて、住民の理解をどのように深めていくのかが大切である。なぜ農地集積が必要なのか丁寧に説明し、住民の理解を進められたい。

③公社の職員が現場に出て作業をしなければならない現状にある。公社本来の業務を確実にこなせるよう、人員確保や業務体制の整備を願う。

次に、11月6日から7日かけて視察研修を行いました。

栃木県芳賀町では、①芳賀町における集落営農について聞き取り調査を行いました。

4 ページをご覧ください。

芳賀町では平成22年から集落営農が始まりました。町には集落営農の団体が幾つかあり、今回は農事組合法人農音の代表理事に話を伺うことができました。

地域の農業の深刻な高齢化と後継者不在の実態を危惧した専業農家及び退職後帰農した方を含めて3人が発起人となり、町、JAなどに相談し、3年かけて設立、平成31年に法人化しました。現場作業に女性2名が携わり、ドローン操作等のスマート農業や法人会計を担うなど、新しい担い手像が形成されています。

法人となったことで様々な補助金を受けることができ、スマート農業の導入に踏み出すことが可能となりました。補助金申請については行政の積極的な支援が行われている。

芳賀町における圃場整備率は98.9%と高く、大区画化により省力化と低コスト

化が進んでいる。また、農地集積率も69.1%で、法人化、集落営農の組織化も進んでいる。さらに、自動操舵トラクター、ドローン、防除技術などスマート農業が普及している。

②課題について聞き取り調査を行いました。

集落営農の法人化には3年から5年を要し、地域リーダーの存在が不可欠である。

集落営農の組織内でも高齢化や後継者不足は顕在化していて、世代交代は待ったなしの状況にあり、10年後を見据えた体制構築が課題となっている。地域内に限らず、県をまたいででも担い手を確保することも課題である。

芳賀町の耕作面積に占める集落営農の割合は10%であり、町全体の農業でも高齢化や後継者不足が深刻となっているとのことでした。

次に、栃木県市貝町では、①市貝町における集落営農について聞き取り調査を行いました。

平成5年に集落営農を導入した際、町がモデル地区を明確に設定し、集落営農第1号として支援したことでうまく軌道に乗った。その後、第2次集落営農設立ブームがあり、幾つかの集落営農が組織化されたが、法人化には至っていないところもある。法人化の際、土地提供者や兼業農家、作業従事者など多様な住民が参画できる方式を採用したことも軌道に乗った要因である。

設立や経営のための研修会は、農業に関するだけでなく、専門家の派遣、税理士や社会保険労務士、司法書士などを行政が派遣している。

遊休農地を法人が一括で借り受け、耕作放棄地の抑制に成功している事例や、3～4名の小規模の組織でも20年以上継続している事例もある。

複数の小規模営農組織の合併や連携を行政やJAが積極的に支援している。また、農業の担い手として異業種の企業の参入を呼び込んでいる。

②課題について聞き取り調査を行いました。

市貝町においても集落営農の構成員の高齢化や後継者不足が課題となっています。遊休農地を借り受け、面積は広がるが、構成員は変わらないため、慢性的な労力不足となっている。

市貝町においても、耕作面積に占める集落営農の割合は10%で、それ以外の農家は従来と変わらず担い手の高齢化や後継者不足が深刻であるとのことでした。

視察を終えて感じたことは、(1)行政による伴走支援の強化について、芳賀町、市貝町の事例にあるとおり、地域リーダーの育成や多様な参画を可能とする柔軟な組織づくり、そしてモデル地区の設定など、行政が地域課題を共有し、丁寧な相談支援体制の強化が求められる。

(2)スマート農業の導入促進について、労働力不足の解消に直結するため、ドローンや自動操舵、直播などの技術支援の拠点となるよう、農業振興公社の組織体制の強化が必要である。

(3)農地集積の加速化や集落営農の組織化、法人化など、地域計画をしっかりと活用したエリアマネジメント体制の構築を進め、村の基幹産業である農業を守る取組

が重要である。

大玉村の農業を維持していくためにはどのような取組が必要か、今後も考えていかなければならないと感じ、大いに参考となる研修となりました。

令和7年12月5日

大玉村議会議長 押山 義 則 殿

産業厚生常任委員会委員長 斎 藤 信 一

○議長（押山義則） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で常任委員会所管事務調査・研修報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第8、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会研修報告を行います。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。10番。

○議会運営委員会委員長（須藤軍蔵） 議会運営委員会視察研修報告。

議会運営委員会の決定に基づき、11月10日に、全委員出席のもと、山形県朝日町議会、三川町議会において議会広報編集特別委員会と合同で実施した議会運営委員会視察研修について報告をいたします。

朝日町議会での研修では、議長、副議長、議会運営委員長、広報常任委員長、議会事務局長から説明をいただき、意見交換を行いました。

まず、①議会意見交換会は、議会活性化特別委員会の決定により、令和6年4月26日、5月8日、10日の3日間、3会場において「私もひとこと～議会・議員に望むこと～」をテーマに5年ぶりに開催しています。議員は1班4人の3班を編成し、各会場の意見交換の内容は議会活性化特別委員会で報告し、議員間での情報共有を図っています。意見交換会で出た意見で町の事業に関しては、町執行部に照会をし回答を得て、議会広報に掲載しています。

②議会活性化特別委員会は、令和5年4月の選挙が無投票になったことを受け、議員の成り手不足について検討する目的で令和5年5月に設置し、令和7年10月現在で通算11回の委員会を開催しています。議員の成り手不足や定数、報酬について町民との意見交換会で意見を聞きながら議論を重ね、令和7年3月13日には町に中間報告書を提出しています。内容は、議員定数を2名削減し10名にすること、議員のなり手不足の要因の一つが議員報酬の低さであるため、議員報酬の引上げの要望です。

③議会中継は、令和6年度に議会中継に関するシステムをアナログからデジタルに変更し、議会中継のシステムを更新しています。財源の一部はデジタル田園都市国家構想交付金を活用しています。

④政務活動費は、議員の調査研究などの活動に必要な経費の一部として、年額12万円を限度に交付されています。支払い基準に定める経費は、調査研究費、研修費、要請陳情等活動費、資料購入費であり、飲食代や備品購入は該当しないとの説明がありました。

⑤地域おこし協力隊との情報交換会は、6月27日に朝日町の12名の地域おこし

協力隊員との情報交換会を開催し、隊員の活動状況の報告や懇親の場を設けて交流を深めてきたと伺ってきたところであります。

次に、三川町議会の研修では、議長、副議長、議会運営委員長、広報常任委員長、議会事務局長から説明をいただき、意見交換を行いました。

①議員と語る会は、6月11日に「子育てしやすい、高齢者も障がい者も暮らしやすいまちづくりについて」などをテーマに開催し、議会からの情報提供と参加者との意見交換を行っています。参加者は16名で、3班に分かれて意見交換を行っています。広聴活動の一環として、所管は広報常任委員会が行っています。

②小学生との議場懇談会は、6月17日に町内にある3つの小学校の6年生全員66名を対象に、町議会の活動を理解する機会を設け、まちづくりに関心を持つ次世代の町のリーダーを育成するとともに、子どもたちの考えを議会活動に生かすことを目的に議場懇談会を行っています。議会が5月にテーマ「地元に戻る（戻ってくる）ために必要なこと」「三川町がさらにいい町になるには」を各学校に示し、懇談会当日は、学校ごとにまとめた意見を代表の児童が発表した後に、議員が感想を述べました。

8月29日は中学生の代表の生徒14名（生徒会役員、各委員長）と議場懇談会を行っています。議会が6月にテーマ「三川町をどんな町にしたいか」、キーワードとしては、「安心して暮らせる町」「にぎやかで活気のある町」「みんなで協力し明るい町」を中学校に示し、懇談会当日は生徒が発表した後に議員が感想を述べました。

広報常任委員会が所管し、懇談会当日は広報常任委員長が議長席において進行し、子どもたちの議案に対して各議員が割当てによって答弁を行っています。

③議会音声配信は、平成28年度に議場音響設備改修工事において整備しています。音声データは町ホームページで公開をしています。

④政策提言、議会提言書に係る検証報告書は、平成20年3月定例会において特別委員会報告として議会の活性化と充実に係る実施方策についての報告書を提出し、その中で現行の常任委員会活動の充実に図りながら検証、提言を進めているということでありました。12月に提言を行政執行部に提出しています。

研修の成果として、両町議会とも、町の将来を担う次世代の育成と議員のなり手不足の問題に真摯に向き合っていることが印象的であり、本村議会においても議会活動のさらなる進化と深化をしなければならないと痛感したところであります。

議会が議事機関だけでなく、情報や意見の集約機能としての役割を果たし、本村議会の議会基本条例にある「村政に反映できる村民参加の議会運営」を実現するためには、広聴機能の強化を図るべきと改めて認識した研修であったことを申し上げ、報告といたします。

令和7年12月5日

大玉村議会議長 押山義則 殿

議会運営委員会委員長 須藤軍蔵

○議長（押山義則） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

次に、議会広報編集特別委員会委員長の報告を求めます。3番。

○議会広報編集特別委員会委員長（渡邊初治） 議会広報編集特別委員会視察研修報告。

議会広報編集特別委員会の決定に基づき、11月10日に、全委員出席のもと、山形県朝日町議会、三川町議会において議会運営委員会と合同で実施した議会広報編集特別委員会視察研修について報告いたします。

朝日町議会の研修では、議長、副議長、議会運営委員長、広報常任委員長、議会事務局長から説明をいただき、意見交換を行いました。

まず、①議会広報編集の工程、役割分担について、発行までには四、五回の編集作業があり、定例会中に編集スケジュールやレイアウトを協議しています。編集会議にかかる時間は、初稿が1.5日間、校正が半日程度です。基本的には全ての原稿を広報委員が作成や編集をしています。一般質問や質疑などは議員各自が作成して広報委員会に提出し、広報委員が編集をしています。

②リーダーたちの提言の取材について、巻末のコーナーは、町内55区の区長の意見のページで、広報委員が持ち回りで区の選定から写真撮影、記事の編集をしているところであります。

次に、三川町議会の研修では、議長、副議長、議会運営委員長、広報常任委員長、議会事務局長から説明をいただき、意見交換を行いました。

①議会広報編集の工程、役割分担は、定例会ごとに4回の委員会を開催し、原則として定例会の翌月15日に発行しています。議会だよりは、定例会の内容に加え、議員と語る会や子どもたちとの議場懇談会など広聴活動を全面に押し出しています。

②町内の団体紹介の取材は、町内3地区のローテーションにより、広報委員が交代で取材しています。

研修の成果として、両町議会の議会だよりは、定例会よりも議会活動を前面に打ち出しています。議会全体で覚悟と信念を持って議会活動が展開されなければ、広報活動はできなく、議会活性化と連動した広報づくりに努めてまいります。

紙媒体の議会だよりにとどまらず、様々な媒体を使って伝えているほかの議会の取組を参考に、本村議会では議員間で熟議しながら必要性の有無や優先順位を考えていきたいと申し上げ、報告とします。

令和7年12月5日

大玉村議会議長 押山義則 殿

議会広報編集特別委員会委員長 渡邊初治

○議長（押山義則） 以上で議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会研修報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第9、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

9月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました写しのおおり、陳情第5号の1件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付いたしております付託表のとおり、陳情第5号を産業厚生常任委員会に付託をいたします。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

(午前11時24分)